

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

川越市長 森田初恵

川越市規則第46号

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「又は」を「、」に改め、「第10号の2」の次に「又は第12号」を、「配偶者特別控除額」の次に「又は特定親族特別控除額」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、令和7年以後の年の所得による川越市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年条例第19号）第7条第1項に規定するひとり親家庭等医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給に係る同条例第4条第1項に規定する所得の額の算定について適用し、令和6年以前の年の所得によるひとり親家庭等医療費の支給に係る同項に規定する所得の額の算定については、なお従前の例による。